

稲沢市国民健康保険運営協議会(第3回)議事録

日 時 令和4年1月24日(月)  
午後1時30分から午後3時10分まで

場 所 稲沢市役所 政策審議室

出席委員 13名  
被保険者を代表する委員  
小崎直人、家田一美、田中寿康、佐藤顯定、伊藤礼子  
保険医又は薬剤師を代表する委員  
服部哲尚(途中退席)、内藤悦雄  
公益を代表する委員  
近藤治夫、岡野次男、木全信明、朽本敏子、野々部尚昭  
被用者保険等を代表する委員  
荒居昭治

欠席委員 3名  
保険医又は薬剤師を代表する委員  
城 義政、大島宏之、林 峰佳

理事者 1名  
稲沢市長 加藤錠司郎

事務局 5名  
市民福祉部長 小野達哉  
国保年金課長 三輪佳代  
国保年金課主幹 長崎義貴  
国保年金課主査 田村正樹  
国保年金課主任 駒高裕之

傍聴者 1名

開 会 (午後 1 時 3 0 分)

事務局 本日は大変御多用の中、御参集賜り厚くお礼申し上げます。  
定刻になりましたので、ただいまから令和 3 年度第 3 回稲沢市  
国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。  
進行につきましては、会長さんをお願いいたします。

議 長 会議に入ります前に、本日の運営協議会について、傍聴の申し出  
があります。傍聴について、事務局の説明を求めます。

事務局 (事務局説明)

議 長 それでは、本日の会議を公開とし、傍聴について許可してもよろ  
しいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、傍聴を許可します。

事務局 ありがとうございます。  
それでは、市長から御挨拶を申し上げます。

市 長 (市長挨拶)

議 長 市長さん、ありがとうございました。  
それでは会議に入ります。  
ただいまの出席委員数は 13 人。委員定数 16 人のうち、被保険  
者代表の委員 5 人、保険医又は薬剤師を代表する委員 2 人、公益を  
代表する委員 5 人、被用者保険等を代表する委員 1 人であり、協議  
会規則第 6 条の規定による定足数を満たしておりますので、会議  
の成立を認めます。  
次に、議事録署名者の指名に入ります。議事録署名者につきまし  
ては、協議会規則第 9 条の規定により、議長及び出席した委員のう  
ちから、議長の指名する委員 2 人となっております。私の方から指  
名させていただきます。

被保険者を代表して 家田 委員さん  
保険医又は薬剤師を代表して 内藤 委員さん  
お2人をお願いいたします。

議 長 協議事項「(1) 令和4年度国民健康保険税の税率・税額改正について」、市長さんから諮問を受けたいと思います。

市 長 (諮問書を朗読し、議長に手渡す。)

事務局 なお市長は、他の公務のため、これで一旦退席いたしますので、よろしく申し上げます。

市 長 (退 室)

議 長 それでは、協議事項「(1) 令和4年度国民健康保険税の税率・税額改正について」、事務局の説明を求めます。

事務局 資料の説明に入ります前に、今回税率改正を諮問させていただくことになった経緯について、御説明をさせていただきます。

税率改正、つまり国保税の引き上げということになりますが、主に二つの要因がございます。

まず一つが、国保の財政状況でございます。後ほど、資料で御説明いたしますが、最後に税率の引き上げを行った平成30年度以降も平均しますと、毎年1億5千万円ほどの赤字、つまり歳入不足の状態が続いております。これまでも予算を編成する段階では、毎年、税率改正について検討してまいりましたが、基金を活用することで、なんとか税率を改正することなく運営をしてきた、というのが現状でございます。

そして二つ目といたしまして、こうした財政状況の中で令和4年度に愛知県へ支払う納付金の額が示され、今年度の納付金額と比べますと約6,500万円の増額となりました。被保険者数が減少し、税収が減少していく中で、財源を確保する必要が生じたというのがもう一つの要因でございます。

国保の財政運営にあたりましては、不足する財源は国保税で賄うというのが本来であります。被保険者の急激な負担増に配慮し、令和4年度におきましては、この国保税の引き上げとともに、

一般会計からの繰り入れ、基金の取り崩し、この三つによって財源を確保することを考えております。

本日はこうした状況の中で、国保税の引き上げについて審議をお願いするものでございますので、よろしく願いいたします。

それでは担当から、資料に沿って説明させていただきますが、関連がございますので、報告事項となっております7頁の「子どもの国民健康保険税（均等割額）の軽減及び減免について」も併せて御説明させていただきます。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりました。御意見、御質問などございましたら御発言をお願いします。

委員 今回税率アップ、値上げということで、3分の1は保険税を上げる、3分の1は一般会計から、3分の1は基金から補填をすると、これに対して基本的には賛成したいという気持ちはあります。

また、7頁の「子どもの国民健康保険税（均等割額）の軽減及び減免について」の「国の軽減措置」で、未就学児の方に国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1ずつお金を出して軽減をしていく、これも理解できます。

この次が問題で、減免措置について、稲沢市の施策、稲沢市のリップサービス、稲沢市全体として、国が軽減措置をしたものに上乘せするという形で小中高校生の方たちにも軽減をする、この負担割合のところ、これは稲沢市の施策でやるものだと思っておりますから、一般会計から出すべきだと私は思います。

議員としての立場ですと高校生までの方たちに対する経済的支援というのは賛成です。しかしながら、国保の公益代表として、国保の全体の利益を代弁する立場ですから、例えば、二十代三十代の独身の若い世代や、お子さんがいらっしゃらない世帯の方、色々な方々の意見を聞きますと、市全体としてこのような施策をするのは賛成だと、ただ自分たちの国保会計から持ち出しをしてまでというのはどうか、という厳しい意見もあります。

さらに、稲沢市だけではなく、例えば一宮市や他のところは、一般会計で補填するところもあると聞いておりますけれども、その考えをお尋ねします。

事務局

御意見をいただきましたように、市の施策として市の一般会計で負担をして実施するという、その考え方について、実は当初この減免をすると決めた時は、財政当局とも一般会計で調整し、ほぼ合意をいただいておりますが、1月中旬になって「未就学児の均等割の減額に上乗せして減額をする場合、それに対して一般会計で負担をするのは望ましくない」という見解が示されました。望ましくないというのは「やってはダメだ」ということではないものの、「赤字補填の繰入金とみなす」こととなり、赤字補填の繰入金になると、赤字を削減するように計画を立てるということになります。

赤字を補填する方法としては、基本的には税率を上げるか、基金を充てる方法もありますが、例えば、一般会計から繰り入れることで、1,800万円の繰入金を削減するための計画を作る、ということになります。

もちろんその考え方を理解してはいますが、当面は基金を充てるため、今回の税率改正ではこの分は反映されておられません。基金を充てつつ、上乗せ分についても国の制度でやるようにと市長会、知事会からも要望を出しておりますので、稲沢市としましても、未就学児だけではなくて小中高校生の子どもの均等割の減免まで国の制度として公費で賄う制度にしてもらうように要望をしていきたいと思っておりますので、御理解をよろしくお願いします。

委員

理屈はわかりますけれども、基金と言っても3年後ぐらいまでには国保会計の基金もゼロになりつつあるような状況で、令和7年度くらいにはまた更なる税率アップになると思います。

例えば、稲沢市内の95%の方はちゃんと国保税を納めていて、5%の方は滞納で、大体1億2千万円くらい滞納額があると思いますけれども、収納率を1%、2%上げる計画を作って、当初の予定どおり市の一般会計からとする方法はないのか、お尋ねします。

事務局

収納率につきましては、当然100%を目指すものでありますので、収納課と連携をしまして収納率向上に努めておりますし、稲沢市の国保税としましても、収納率は上がっている状況です。

また、一般会計から繰り入れる時点で既にそれが赤字補填ということですので、収納率によって税収が増えれば当然税率を上げなくても済むとか、そういったことになると思いますが、国の方針がはっきり示された今では一般会計を充てるということは難しいと考えます。

委 員

わかりやすく例えると、国保の会計なので人の会社に置き換えた場合、例えば、会社の中で担税力が強い方と弱い方がいて、強い方が弱い方にもうちょっと目を向けなさいよっていうことを我々の中から提案するのであればわかりますが、それを市から「そうしろ」と言うのは、ちょっと違うような気がします。

「子育て世帯の経済的な負担の軽減」を目的とするのであれば、例えば、子育て支援課の第二経済政策や第二児童手当みたいな形で出しても理屈は通ると思いますし、こういうことは稲沢市全体として考えて欲しいと、私は言いたいと思います。

子どものいる世帯の方を応援するのは当然ある姿ですけども、コロナの経済対策で1年、2年だけではなく、ずっとやっていくわけですから。そもそも自分たちの会計に余裕がない時に市の政策のリップサービスを上乘せするわけだから、市の政策っていうものを持ち出してやるのであれば、最後までどういうことができるのか、考えてもらいたいと思います。

当然ながら国や上部団体に強く意見していただいていると思いますが、例えば一宮市や他の所でも一般会計を充てている所もあると思うので、稲沢市はこうやると言い張るのではなく、もうちょっとやり方を探っていただきたいと思います。意見だけは言うておきます。

委 員

同じく7頁の確認ですが、システムの改修委託料に関しては、小学生から高校生の減免分に関して市の負担がすべてこの中に入っていますが、これは一般会計から出しても大丈夫ということでしょうか。

事務局

こちらにつきましては、他の改修費と同様に、一般会計からということで相違ないです。

委 員

先ほど言われたことにも重なりますが、国保税の滞納額が1億2千万円くらいある中で、小学生から高校生までのお子さんがみえる世帯への減免措置に関しまして、例えば、この層に未納の御家庭が多いということであれば、この政策で少しでも払える金額に減免し、収納率を上げる意味でもすごい効果があると思いますけれども、この層はほぼ払えている状態で、さらに減免することで、今まで払えている人が未納になるとか、本末転倒とならないか心配

配です。未納の内訳やこの層の納付が本当に大変なのか、もう少し精査することが大事ではないかと思いますが、その辺の中身をしっかりと精査されていますでしょうか。

事務局 滞納世帯につきましては、所得区分ごとに滞納世帯の割合を出しておりますが、年齢や人数では区別しておりません。例えば、7割、5割、2割の軽減世帯や軽減がかからないギリギリの世帯に滞納世帯が多いということは数字として出ておりますが、子どもの内訳までは出しておりませんので、またその辺りは調べておきたいと思います。

委員 子どもの均等割の軽減及び減免は、今回の議案に対しての諮問ではなく、報告事項ということで、もう決まった内容ですよね。

事務局 予算審議という形で予算の中には盛り込まれますので、3月議会に提案させていただいて、予算の中でということになります。

委員 子どもの国民健康保険税の減免をどの財政でやるのかということで、国民健康保険の対象者への減免を国民健康保険税から支払うことは、健康保険の被用者保険の代表としては理解できる立場となります。ですが、この目的が「子育て世帯の負担軽減」ということであれば、コロナの補填のような別の会計でやる方がいいのではないかと思うこともあります。市の税金を納めている被用者の方々にとっては、自分たちの納めた税金が流れて行って国保に使われるということに少々違和感があるということをお示ししておきたいなと思いますので、よろしくお願い致します。

議長 他に質疑はございませんか。  
なければ質疑を終了させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

議長 色々な御意見をいただきありがとうございました。  
それではお諮り致します、と思いましたが、今お一人出てかれていますので、そうしましたら45分経ちますので、10分ほど暫時休憩しましょうか。

委員 ちょっと一つだけ質問させてもらってもいいですか。

議 長           いいですよ。

委 員           すみません。被用者保険の代表から一つ。  
                  今回納付金がどうしても高くなるから保険料率を高くしなければならぬ、ということが理由としてあるわけですが、そもそもなぜ高くなったのか、ということについて触れられていなかったような気がします。特に、令和2年はコロナの関係で医療費は国全体としても使わずに済んだ部分があり、それから3年、4年となった時にそういった見込みが関わっているのかも含め、伺いたいと思います。

事務局           県側の話ではありますが、昨年度までは、納付金を算定する時に前年度の剰余金や繰越金を使い、できる限り下げよう努力して割り振っていたと伺っております。それが今回足りなくなってきたということで、平成30年度の納付金算定以来その剰余金を使わずにそのままの形で賦課をかけると、今回の令和4年度くらいになります。

事務局           少し補足させていただきます。2ページの上段の納付金の推移を御覧いただきますと、右側に1年ごとの伸び率がありますが、令和2年度から3年度にかけて少し伸び率が低くなっております。医療費の一人当たりの伸びが3%くらいと言われておりますので、納付金も3%くらい伸びていくのが普通かと思いますが、令和3年度に、できるだけ納付金は抑えたいという考えは市町村側もありますので、県も納付金を抑えるような努力をされたと思います。その結果、令和3年度は100%ちょっとに抑えたところに反動が来て、今回5.4%と伸びておりますが、平成30年度から平均しますと大体3%くらいになり、今年が急に伸びたような感じがしますけれども、実は線を引いてみると妥当な数字というような説明になるかと思えます。

委 員           御説明ありがとうございました。医療費の伸びについては被用者保険の方もやはり同じように、国全体の中で医療費が毎年3%くらい上がっていくというのは理解しております。財政的に、今後加入者も減ってくる、医療費も上がってくるのであれば残念ながら保険税も上がってくる、というような構図になります。

私ども被用者保険の加入者も、前期高齢者の交付金という形で、保険料の約20%を国に納めて、交付金として皆さんの市町村の所にも行っています。皆で支え合って医療費を下げていくこと、必要な医療はきちんと受けながら早期発見早期治療で医療費を少なくすること、そういったことを皆さんと供にやっていく必要があることを理解して私たちも決めなきゃいけないと思いました。

議長 色々な御意見をいただきありがとうございました。

委員 ちょっといいですか。

議長 はい、どうぞ。

委員 確認ですが、7ページの軽減措置の「市町村の4分の1」は一般会計から出していいということですね。

事務局 こちらに関しましては、国から一般会計に下りてきまして、繰出金として国保会計に繰り入れるという形をとります。

委員 未就学児までは一般会計で、それ以上の所は赤字補填になるからダメだというのは、どうしても理解できなくて、ですね。

今のこの議案になっている税率の税額改正は賛成ですが、この財源の出所について、数か月しかないですが、出来る限り議論を尽くして方法を探ってもらいたいと思っております。

議長に要望ですが、付帯事項を付けたりはできないですかね。

議長 それについてはこの原案と違った形になると修正案という形になるかと思いますが、修正案ということになると私個人としては、委員の皆様方がそういう方法でもいけるという方向性が見いだせれば・・・。

事務局さん、いかがでしょうか。

議長 市長さんからいただいた事業運営について、諮問の中にはそういう項目は入ってこないですよ。だから、諮問には影響はないと思いますが、委員の皆さんが納得されて検討の余地があれば今後考えていただくという方向かと思いますがね。

諮問の内容は医療給付費分の税率・税額と後期高齢者支援金等

分の税率・税額、介護納付金分の税率・税額、この3項目しか諮問には入っていませんので諮問には影響はないと思いますが、事務局としては全く無理なことを「はい」と言うわけにはいかないと思いますけれども。

議 長 一宮市では対応しているような話がありましたが、その辺の情報は掴んでいないということでしょうか。

事務局 子どもの均等割の減免は、既に全国、県内でも実施している市があり、実施にあたって確認したところ、申し上げにくいのですが、認められた繰入金として報告していると思っております。

今回はっきりと国の見解が示されて、それぞれの自治体がどう判断をされるのかは分かりませんが、今実施している所は認められる繰入金と判断するのではないかと思います。

議 長 今の説明ですと、従前のものについては認められた経緯もあるかもしれないけれど、稲沢市のように新規でやる場合には繰入金として認められないという含みがあるのでしょうか。

事務局 認められる繰入金かそうでない繰入金かというのは、県を通して国に報告しますが、いわば自己申告ですので、認められると思って他の市町村は入れていると思います。今後、従前の市町村がどのような対応をされるのかは分からないのですが、示された後にやる市町村としては、それを見なかったことにして繰り入れるということは難しいと思います。

議 長 いずれにしても、今日決めるのはこの税率・税額ですので、そこについては今日議決をする内容ではないので、検討していただくことをお願いして、引き続き審議を進めていくというような方向性で委員の皆様、いかがでしょうか。

委 員 報告という形になってしまっているものについて議論があるという認識ですが、議長がおっしゃられたように、今回の諮問とは区別し、別の議論でなされた方がよろしいのでは。

議 長 服部委員さんが時間の都合で退席されますので、よろしくお願い致します。

委員 協議事項の税率・税額改正で、国保会計から1,800万円出すということを踏まえて税率と税額を決める、ということですよ。税率と税額の改正については、異論はないのですが、国保税からお金を出して税率・税額を決めるということではないですか。

議長 いずれにしましても1時間経っていますので、コロナ禍ですので10分ほど休憩とさせていただいて、空気の入替えをして、新たに始めたいと思います。  
委員の皆さんよろしくお願い致します。

(休憩)

議長 再開させていただきます。  
ただ今議論している所を私が補足しますと、7ページにあります国民健康保険税の小学生から高校生の減免分に対して国保の基金で対応する話で原案は進んでいますけれども、委員の方から国保ではなく市の施策でやるのだから市税の繰入金で、対応して見える市町村もあるということで、また別の委員の方からは、やはり国保の基金でという意見も出た所です。その辺を協議している所でございますので、今回の諮問の中には税率の改正等々で、直接この項目には諮問の内容には影響しない所でございますので、これが正しいのかどうか私にも理解できませんが、今後この項目については事務局さんの方でしっかり検討していただいて、その方向性を示した時にまた会議等で説明していただくような形で、どのようなものでしょうか。

事務局 子どもの均等割の減免の財源につきましては、他市の状況、やり方なども調査を致しまして、また再度検討をさせていただきます、皆様に御報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

議長 最終的には委員の皆様にも再度会議に出るということと、予算の内容については市の3月議会にかかってくるということで、若干期間もあると思っておりますので、そういう方向性で質疑を終了させていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長 色々な御意見をいただき、ありがとうございました。  
お諮りいたします。「令和4年度国民健康保険税の税率・税額改正について」、賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全会一致)

議 長 ありがとうございました。全会一致でありますので、「令和4年度国民健康保険税の税率・税額改正について」は、改正することに決しました。  
慎重な審議をありがとうございました。

議 長 それでは、ただいま決議されました事項について、市長に答申することといたします。準備のため、暫時休憩とします。

( 休 憩 ～ 市長入室 )

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。  
それでは、答申書を市長にお渡ししたいと思います。

(答申書を朗読し、市長に手渡す)

事務局 それでは、市長からお礼の御挨拶を申し上げます。

市 長 (市長お礼)

事務局 なお、市長は他の公務のため、これで退席させていただきますので、よろしく申し上げます。

市 長 (市長退室)

議 長 では、次に移ります。報告事項(1)「国民健康保険税の軽減及び減免について」は、先程の協議事項の中で説明がありましたので、事務局からの説明を省略させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 それでは、御質問などございましたら御発言をお願いします。

議 長            それでは、質疑を終了させていただきたいと思いますが、よろしいですか。

                  （「異議なし」の声あり）

議 長            では、次に移ります。報告事項（２）「国民健康保険税条例等の一部改正について」、事務局の説明を求めます。

事務局            （事務局説明）

議 長            事務局の説明が終わりました。御意見、御質問などございましたら御発言をお願いします。

議 長            それでは、質疑を終了させていただきたいと思いますが、よろしいですか。

                  （「異議なし」の声あり）

議 長            事務局は、先程出ました規則の一部改正、８ページの改正条文案、第４条第１項及び第２項の検討をお願いします。

議 長            次に移ります。その他について、事務局からお願いします。

事務局            その他事項については、特にございません。

事務局            本日は慎重なる御協議、誠にありがとうございました。子どもの均等割の減免につきましては、早急に調査精査をさせていただきたいと思っております。

                  最後に市民福祉部長から、お礼のことばを申し上げます。

部 長            （部長お礼）

議 長            ありがとうございました。

議 長            （委員の挙手） はい、どうぞ。

委員 国保の代表の方がみえていますが、さっぱり分からないから、もう少し噛み砕いて私らが分かるような説明をしていただけると良いと思います。よろしく願いいたします。

議長 貴重な御意見をありがとうございました。また委員の皆様方には今日の会議の結果で事務局の方から御連絡があると思いますけれども、その時にはまたよろしく願いいたします。

本日はこれもちまして、会議を終了させていただきます。お疲れ様でございました。

閉会 (午後3時10分)